

**介護付有料老人ホーム
リンデンバウム日明**

看取り介護に関する指針

「思いやりと優しさで接し生きている＜今＞を支える介護を行います」

を看取りの理念とし、行動指針に基づく人権を配慮した

終末期介護を、心をこめて行います。

1. 施設における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛・苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるよう日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行うことである。

2. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いが錯綜することも普通の状態として考えられる。施設での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えることであり、施設は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

1. 施設における医療体制の理解（常勤医師の配置がないこと、医師とは協力医療機関とも連携し、必要時は 24 時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理に対応すること、夜間は医療スタッフが不在で、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制である。）
2. 病状の変化等に伴う緊急時の対応については看護師が医師との連携をとり判断すること。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき看護師と連絡を取って緊急対応を行うこと。
3. 家族との 24 時間の連絡体制を確保していること。
4. 看取りの介護に対する本人または家族の同意を得ること。

3. 看取り介護の具体的支援内容

I. 利用者に対する具体的支援

①ボディケア

バイタルサインの確認・環境の整備を行う・安寧・安楽への配慮・清潔への配慮・栄養と水分補給を適切に行う・排泄ケアを適切に行う・発熱・疼痛への配慮

②メンタルケア

身体的苦痛の緩和・コミュニケーションを重視する・プライバシーへの配慮を行う・すべてを受容してニーズに沿う態度で接する

③看護処置

医師の指示に基づき必要な点滴や酸素吸入等の看護処置を看護職員によって行う

II. 家族に対する支援

話しやすい環境を作る・家族関係への支援にも配慮する・希望や心配ごとに真摯に対応する・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する・死後の援助を行う

4. 看取り介護の具体的方法

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断され、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者について、医師より利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明する。看取り介護に関する計画を作成し終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施される。

②医師の説明

医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、看護職員又は生活相談員を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり説明を行う。この説明を受けた上で、利用者又は家族は利用者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関へ入院するか選択することができる。

③看取り介護の実施

ア. 家族が施設内で看取り介護を行うことを希望した場合は、介護支援専門員や医師、看護職員、介護職員、調理師等と協働して看取り介護の計画を作成すること。尚、この計画は医師からの利用者又は家族への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得ることも考えられる。

イ. 看取り介護の実施に関しては個室で対応すること。

ウ. 看取り介護を行う際は、医師、看護師、介護職員等が協働で定期的に家族へ、利用者の状態の報告、および説明を行い、意志の確認をさせていただきます。

エ. 施設の全職員は、利用者が尊厳をもつひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるよう利用者または家族の支えともなり得る身体的・精神支援に努めること。

5. 夜間緊急時の対応について

当施設の夜間緊急時の連絡・対応マニュアルを利用者ごとに作成し、適切な連絡を行うこと。

6. 協力医療機関との連絡体制

施設は協力医療機関との連携により 365 日、24 時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制をとること。

7. 担当者

夜間救急対応および看取り介護については、看護師のうち 1 名を定めて、これを責任者とする。